

宇宙活動法の見直しの基本的方向性(中間とりまとめ)の概要

- 宇宙活動法施行後5年が経過したところ、現行の宇宙活動法では必ずしも対応できていない多様な宇宙活動に対応し、宇宙輸送や宇宙開発利用に関する国際競争が激化する中で、我が国の宇宙産業の国際競争力の強化を図りつつ、我が国の宇宙活動の安全性及び信頼性を確保する必要がある。
- ⇒ **宇宙活動法の改正を行うべき。**
具体的には、その改正に向けて下記の項目について検討する必要がある。

1. 多様な宇宙活動への対応等

- 再使用型ロケットやロックオン方式等の多様な打上げ行為や人工衛星等の打上げ以外の軌道投入物のあるロケットの打上げについて必要な規定整備を行う方向で具体的な制度設計を検討（打上げ行為の始点及び終点の明確化もあわせて検討）
- サブオービタル飛行や軌道投入物のない打上げ行為について宇宙活動法による規律の可否について検討
- 再突入行為への対応に係る具体的な制度設計を検討
- 有人宇宙飛行・輸送制度の必要性・許容性について検討
- 人工衛星の多様化（小惑星探査機、月面輸送機、ダミーペイロード等）に即した人工衛星管理許可による規制範囲を明確化（人工衛星の定義、軌道上譲渡・管理承継に係る手続、終了措置等）

2. 我が国の宇宙産業の国際競争力の強化等

- 日本人・日本法人が本邦領域外で行う打上げ等の規律の要否・可否について検討
- 外国人・外国法人が本邦領域内で行う打上げ等の対応（外国認定制度の拡大、制度・審査基準の調和、他国との協定等に係る国内担保措置）について検討
- 複数の打上げ等の活動を対象とする許可制度の導入について具体的に検討（審査手続の迅速化の要望にも配慮）
- 打上げ施設に係る制度（打上げ施設の適合認定に係る変更手続を含む）について必要な改正を行う方向で具体的な制度設計を検討

3. 我が国の宇宙活動の安全性・信頼性の確保等

- 宇宙活動法上の許可対象行為に伴い地上で生じる第三者損害に係る損害担保措置及び政府補償制度の在り方について実務的・技術的な課題や政策的な困難性に留意しつつ検討
- 事故対応や安全性向上に係る制度（報告、救護措置、公表、調査権限等）について対象となる事故・重大インシデントの定義・範囲等を含めて検討
- 危険物等の搭載の有無や人工衛星として管理を行わない宇宙物体の搭載の有無・構造等の確認を行うことを明確化する方向で検討
- 宇宙物体登録手続の法制化について我が国が「打上げ国」として登録されるべき物体の明確化を含めて検討
※宇宙空間の持続的かつ安定的利用の確保の在り方については中長期的な検討課題として継続的に検討

宇宙活動法の在り方（法目的等）、今後の検討方針や残された課題

- サブオービタル飛行や有人宇宙飛行・輸送について宇宙活動法で規律する場合には宇宙活動法の目的も変更が必要
- I乃至IIIに記載の検討項目以外の事業者等からの要望にも配慮した上で、必要に応じてJAXAや事業者等の関係者と議論を行いつつ検討
- 制度整備にあわせて体制強化の整備を進める